

# 動物には愛情と責任を

昨年12月からペットに関する法律が改正されました。  
この新しい法律は、「動物の愛護及び管理に関する法律」といいます。  
これには、動物の飼い主の義務と責任、動物の遺棄や虐待への罰則の強化などが定められています。

## 1. 飼い主の義務と責任

- (1) 犬の放し飼いで周囲の人に迷惑をかけない。
- (2) 犬のフンは放置したままにしないで、きちんと後始末をする。
- (3) 動物の所有者がわかるようにする。  
犬であれば、首輪に飼い主の名前、連絡先などを明記しておく。
- (4) 命あるものとして、最後まで責任を持って飼育する。  
事情により飼育できなくなったときは、簡単に保健所に引き渡したり、捨てたりしないで、もらい手を探すようにしてください。

| 新潟県（平成10年）  |          | 犬      | 猫      |
|-------------|----------|--------|--------|
| 保健所に収容された数  |          | 2,838頭 | 3,324匹 |
| 収<br>容<br>後 | ①殺処分     | 1,769頭 | 3,201匹 |
|             | ②新しい飼い主へ | 1,063頭 | 93匹    |
|             | ③その他     | 6頭     | 30匹    |

保健所に収容された犬の中で、実に47.4%（1,344頭）が飼い主からの持ち込みとなっています。捨てることは、殺すことなのです。

- (5) 捨て犬、野良猫などを増やさないように、飼育動物に対してできるだけ去勢、避妊をさせる。

## 2. 罰則の改正

- (1) 愛護動物を殺傷した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金。
- (2) 愛護動物を遺棄または虐待した者は、30万円以下の罰金。

ペットも家族の一員です。最後まで責任をもって可愛がってあげましょう。  
飼い主のマナーをきちんと守り、周囲の人に迷惑をかけないように心掛けましょう。

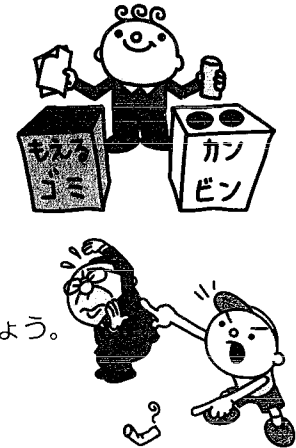
# みんなて美しい町づくりを

村では、最近苦情の多いゴミのポイ捨てや散乱、飼育犬のフンの放置などを防止して、美しく住みよい月湯村をつくるために環境美化推進条例を制定しました。

また、この条例では、環境美化を進めて行くうえで住民、事業者などそれぞれが守るべきことが次のとおり定められています。

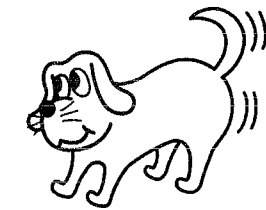
## 1 住民のみなさんが守ること

- (1) ゴミはきちんと分別してゴミステーションに出しましょう。
- (2) 公園などゴミの回収容器が置いてある所では、きちんと容器の中に捨てましょう。
- (3) アキ缶やゴミを散らかしたり、ポイ捨てするのは、止めましょう。



## 2 犬の飼い主のみなさんが守ること

- (1) 飼い犬のフンの後始末をきちんとしましょう。
- (2) 飼い犬を散歩される時は、フンを処理する道具を持って行きましょう。
- (3) 公園など公共の場所で、飼い犬にフンをさせないようにしましょう。



## 3 事業者のみなさんが守ること

- (1) 自動販売機を設置している事業者は、販売する製品のゴミを回収する容器を設置して、周辺的环境管理に努めましょう。
- (2) ゴミの回収容器を設置するときは、分別収集できる回収容器を設置しましょう。

## 4 所有者のみなさんが守ること

- (1) あき地の所有者は、管理する土地が雑草や害虫などによる不良状態にならないよう管理に努めましょう。
- (2) あき地の所有者は、管理する土地にゴミが投棄されたときは、ゴミを散乱させたり放置したままにしないで、責任を持って処理し、環境美化に努めましょう。

以上の事柄がきちんと守られることなく、環境美化が著しく損なわれると村が判断した場合は、当事者に対して指導又は文書で勧告等を行います。